

## 第一二六回

### 参第一号

#### 各種給付に係る児童の年齢要件に関する法律（案）

次に掲げる給付については、十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にある者は、十八歳に達していない者とみなして、当該給付に関する法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定を適用する。

- 一 法律の規定による年金たる給付であって老齢又は退職を支給事由とするもののうち、十八歳未満の者についてその額の加算要件が設けられているもの
- 二 法律の規定による年金たる給付であって障害を支給事由とするもののうち、十八歳未満の者についてその額の加算要件が設けられているもの
- 三 法律の規定による年金又は一時金たる給付であって死亡を支給事由とするもの（弔慰金を含む。）のうち、十八歳未満の者について支給要件、その額の加算要件又はその額

の算定の区分が設けられているもの

四 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の規定による留守家族手当（同法附則第四十五項の規定による給付を含む。）

五 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当

六 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当（同法附則第六条第一項の規定による給付を含む。）

#### 附 則

- 1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
- 2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の年齢要件に関する事実につき十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にあった者を十八歳に達していなかった者とみなしたとするならば、施行日以後において本則第一号から第三号までに掲げる

年金たる給付を受ける権利を有し、又は当該年金たる給付の額が加算されることとなる者に関しては、当該事実についても、本則の例により、当該給付に関する法律の規定を適用する。ただし、この法律の施行の際現に他の者が有する年金たる給付を受ける権利が消滅し、又は当該年金たる給付の支給が停止されるべきこととなる場合については、この限りでない。

- 3 前項の規定は、施行日の属する月以降の分に係る年金たる給付について適用し、同月前の分に係る年金たる給付については適用しない。
- 4 施行日前の支給事由に係る年金たる給付を受ける権利を有する者の権利が施行日以後に消滅した場合に係る本則第三号に掲げる一時金たる給付に関しては、施行日前の年齢要件に関する事実についても、本則の例により、当該給付に関する法律の規定を適用する。
- 5 附則第二項の規定を適用することにより本則第三号に掲げる年金たる給付を受けるこ

とができることとなる者が、当該年金たる給付を受けることができたとするならばその支給を受けることができなかつた一時金たる給付を受けた場合における当該一時金たる給付は、その者に対する当該年金たる給付の内払とみなす。

6 本則各号に掲げる給付に関する事実でこの法律の施行の際現に存するものについてこの法律の規定を適用することにより、施行日において当該給付の支給又はその額の改定の請求を行うことができることとなる場合において、当該請求が施行日の属する月の末日までにされたときは、当該給付の支給又はその額の改定は、当該給付に係る支給期間又は額の改定時期に関する法律の規定にかかわらず、同月から行う。

7 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 理 由

高等学校への就学が常態となっている状況にかんがみ、公的年金給付、災害補償給付、児童扶養手当等の各種給付のうち十八歳未満をもってその支給要件、額の加算要件又は額の算定区分としている給付について、十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にある者は、十八歳に達していない者とみなして、これらの給付を行うこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## この法律の施行に要する経費

この法律の施行に伴い増額を要する国庫負担に係る経費は、平年度約八十九億円の見込みである。